

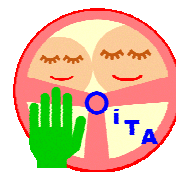
令和6年度
大分県交通安全県民運動実施要綱



令和5年大分県交通安全ポスターコンクール「大賞」
伊原 健心さん

大分県交通安全推進協議会

令和6年度 大分県交通安全県民運動実施要綱



優しいマナーと思いやりの
運転県おおいたシンボルマーク

1 目的

この運動は、「第11次大分県交通安全計画」(令和3～7年度)に基づき、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみの運動を展開し、交通事故を抑止することを目的としています。

2 期間

令和6年4月1日(月)から翌年3月31日(月)までの1年間

3 スローガン

優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

4 運動の推進事項

- 死亡・重傷事故等重大事故の抑止
 - 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
 - 自転車等の安全利用の促進
 - 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 高齢者とこどもの交通事故防止
 - 高齢者とこどもの安全な通行の確保
 - 参加体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施
 - 運転に不安を覚える高齢者への支援・助言
- 飲酒運転の根絶 ～ 飲酒運転を許さない気運の醸成 ～
 - 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化
 - 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知
 - アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知



5 街頭啓発日等

以下の日程に合わせたタイムリーかつ効果的な啓発をお願いします。

(1) 街頭啓発日

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月20日	県民交通安全日
	飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 年間行事

春の全国交通安全運動	4月 6日(土)～ 4月15日(月)	10日間
自転車月間	5月 1日(水)～ 5月31日(金)	31日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月12日(金)～ 7月18日(木)	7日間
交通安全県民大会	9月6日(金)ホルトホール大分	
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～ 9月30日(月)	10日間
飲酒運転根絶キャンペーン	12月 1日(日)～12月20日(金)	20日間
飲酒運転根絶フェア	12月上旬 大分市中心部	
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月 11日(水)～12月17日(火)	7日間

1 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

(1)横断歩道での交通ルール遵守とマナーアップ推進

- ドライバー

横断歩道では歩行者有無の確認

歩行者がいれば必ず一時停止！

- 歩行者

道路横断時は、手をあげるなど、**ドライバーに意思表示**をしよう

止まってくれたドライバーには、会釈をしたり手を上げるなど、感謝の気持ちを伝え、

ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を！

県内の信号のない横断歩道で歩行者がいるとき一時停止するドライバーは、31.1%と全国平均(45.1%)を下回っています(2023年JAF調査)

(2)自転車等の安全利用の促進

- 自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は**ヘルメットを着用**

- 交通ルールを守った運転をしよう

- 事故率の高い中高生や高齢者は特に注意

- 自転車等は保険への加入が義務です！



○自転車安全利用五則

- 1.車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2.交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3.夜間はライトを点灯
- 4.飲酒運転は禁止
- 5.ヘルメットを着用

(3)夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ドライバー

早めのライト点灯と**ハイビームへのこまめな切り替え**を心がけよう

※過去5年間、暗くなってから歩行者をはねた死亡事故において、

ドライバー全員が、ロービーム走行でした(H31~R5)

- 歩行者

早朝・夕暮れ時等の外出時は**明るい服装**と**反射材を着用**しよう

※過去5年間、暗くなってから車にはねられ死亡した歩行者の多くが、

反射材を着用していませんでした(33人/35人、H31~R5)



(4)全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は義務です

- こどもたちを守るために、チャイルドシートは正しく使用しよう

2 高齢者とこどもの交通事故防止

(1)高齢者とこどもの安全な通行の確保

- 高齢者やこどもに**優しいマナー**と**思いやりのある運転**をしよう

- 病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、より一層注意をしよう



(2)参加体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施

- 参加・体験型の交通安全教育(講習)により、身体機能の変化の認識を深めよう

(3)運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

- サポカーなど安全な車を使用しよう

- 運転に不安を覚えたら運転免許自主返納を家族で考えよう

安全運転相談窓口は
#8080です



大分県では高齢者の運転免許自主返納を応援しています！
詳しくは県のホームページをご覧ください

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質・危険な犯罪です!!

～飲酒運転を許さない気運の醸成～

(1) 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化

- 幅広い世代に対する厳しい罰則(懲役、罰金、免許取消)や危険性を周知しよう

酒酔い運転……5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消欠格期間3年
酒気帯び運転……3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消欠格期間2年又は免許停止90日間



(2) 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知

- 飲酒運転発見時の警察官への通報は、「飲んだらのれん条例」で努力義務となっています
- 飲酒運転を見かけたら、**勇気を持って110番通報しよう**

(3) アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知

- 依存症等アルコール相談窓口
 - 県内各保健所
 - ころとからだの相談支援センター(097-541-6290)



第11次大分県交通安全計画

～大分県の交通安全の基本方針～



- 計画の期間: 令和3～7年度まで
 - 目標: 死者数34人 重傷者数220人 以下
 - スローガン: 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた
- ※ シンボルマーク

「ドライバーや歩行者が優しい気持ちになり、交通ルールやマナーを守ってほしい」との思いが込められています

交通安全教育事業 (県のホームページ参照)

お問合せ先 県交通安全推進班 097-506-3062

- 「交通安全教育講師派遣事業」を無料で行っています
- 「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」も行っています

交通事故遺児被害者支援事業

- 県民の皆様からの浄財(寄付金)により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています
ご協力をお願いします



お問合せ先 協議会事務局 097-506-3063

- 交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設しています
電話相談や各地域への巡回も行っています
お気軽にお問い合わせください(相談無料)

お問合せ先 県交通事故相談所 097-506-2166



大分県交通安全推進協議会
事務局: 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先: 097-506-3062(3063)